

イナートガス装置の仕様に対する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

イナートガス装置の仕様に対する統一解釈に関する事項

改正理由

2014 年 5 月開催の IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において、イナートガス装置の設置対象を拡大する審議が行われ、同装置の仕様の見直しも含めた SOLAS 条約第 II-2 章並びに火災安全設備のための国際コード (FSS コード) 第 15 章の改正が、それぞれ決議 MSC.365(93)及び決議 MSC.367(93)として採択された。本会は同決議を既に本会規則に取り入れている。

一方 IACS において、改正された FSS コード第 15 章の内容が一部不明確なものとなっていることが問題提起された。そこで、これを解決するべく、2015 年 11 月より議論が行われ、IACS において統一解釈案が作成された。

同解釈案が 2017 年 3 月に開催された IMO 第 4 回船舶設備小委員会 (SSE4) に提出された結果、これに基づく IMO 統一解釈案が作成され、同年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会 (MSC98) において、MSC.1/Circ.1582 として承認された。

このため、承認された MSC.1/Circ.1582 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) イナートガス装置の自動遮断が必要となる条件を明確化した。
- (2) イナートガス主管と貨物タンクを繋ぐ支管に設置する止め弁の操作状態を制御盤に表示させる方法を明確化した。
- (3) イナートガス装置に要求される二次的な可聴警報装置について、その仕様を明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R35.2.2